

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	G	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	普通肥料の公定規格の改正について
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年1月22日付け24消安第5015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価目的	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格について、「化成肥料」及び「配合肥料」の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物の燃焼灰」（牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰に限る。）を追加する公定規格の変更」に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	今回意見を求められた普通肥料の公定規格の変更は、既に使用が認められている特殊肥料を、既に公定規格が定められ一般的に流通している普通肥料の原料として、当該普通肥料に化学的操作なく物理的に混合したもの又は化学的操作なく物理的に混合し、当該混合物を造粒若しくは成形したものの使用を認めるものであり、現在ほ場において特殊肥料及び普通肥料を混ぜて使用されている実態と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成25年1月28日府食第62号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年6月17日～7月16日 パブリックコメントの実施 平成25年7月8日～9月6日 TBT通報
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年12月5日に肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件を公布し、平成26年1月4日施行。 （施策の概要） ・「化成肥料」及び「配合肥料」の公定規格の改正 原料として、「牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰」の使用を認める。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	